

17 秘研第 31 号
平成 17 年 5 月 9 日

改正 18 秘研第 45 号
平成 18 年 7 月 20 日

改正 20 秘研第 93 号
平成 20 年 8 月 4 日

改正 20150519 秘課第 1 号
平成 27 年 5 月 19 日

改正 20170420 秘課第 1 号
平成 29 年 4 月 24 日

改正 20180615 秘課第 1 号
平成 30 年 6 月 25 日

経済産業省インターンシップ実施要領

経済産業省大臣官房秘書課長

(目的)

第 1 条 この要領は、経済産業行政に関心を持つ大学及び大学院（以下「大学等」という。）の学生をインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合における実習の実施方法、実習生が従うべき服務規律その他必要な事項を定め、もって当該学生の学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び経済産業行政についての理解の増進を図ることを目的とする。

(実習生の資格要件)

第 2 条 実習生は、大学等の学生であって、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、大学等の推薦は不要とする。

(実習生の受入れ)

第 3 条 経済産業省大臣官房秘書課長（以下「秘書課長」という。）は、大学等から実習を希望する学生の調査票の提出があったときは、調査票に基づき審査を行い、実習生を決定して、当該大学等に通知するものとする。この場合において、実習を希望する学生への結果の通知は、当該大学等において行う。ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、秘書課長は、当該実習を希望する学生に直接結果を通知するものとする。

- 2 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学等と経済産業省との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生と経済産業省との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。
- 3 実習生は、実習の開始前に、服務規律の遵守等に係る誓約書を提出しなければならない。

(実習の実施方法等)

- 第4条 秘書課長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定めるものとする。
- 2 実習指導官は、実習の内容等を決定し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
 - 3 実習指導官は、経済産業政策上漏洩すると重大な影響を及ぼし得る秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置かないものとする。

(実習期間)

- 第5条 実習期間は、原則として、毎年7月から9月の一週間から二週間程度とし、具体的な日程については、実習内容を勘案の上、秘書課長が決定する。

(実習時間)

- 第6条 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができる。

(実習に係る費用)

- 第7条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(服務)

- 第8条 実習生は、実習期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従わなければならない。実習期間終了後においても、同様とする。
- 2 実習生は、実習期間中、経済産業省職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の指導、監督等に従わなければならない。
 - 3 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、やむを得ず欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出なければならない。

(実習報告書の作成)

- 第9条 実習生は、実習期間の終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官及び秘書課長に提出しなければならない。

(実習の中止)

- 第10条 秘書課長は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより経済産業省の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、秘書課長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学等の長に通知するものとする。

ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、秘書課長は、実習生の受入れの中止を当該実習生に直接結果を通知するものとする。

(災害補償)

第11条 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は経済産業省（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行う。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生がこれらの保険に準じる保険に加入し、利用等に関して必要な手続を行うものとする。

(実習成果の公表)

第12条 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官又は秘書課長の承認を得なければならない。

(雑則)

第13条 この実施要領に定めるもののほか、実習の実施に関し必要な事項は、秘書課長が別に定める。

附 則（17 秘研第31号）

この要領は、平成17年5月9日から施行する。

附 則（18 秘研第45号）

この要領は、平成18年7月20日から施行する。

附 則（20 秘研第93号）

この要領は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（20150519 秘課第1号）

この要領は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（20170420 秘課第1号）

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

附 則（20180615 秘課第1号）

この要領は、平成30年6月25日から施行する。